

介護老人保健施設なでしこ 入所（短期入所療養介護）

施設サービス重要事項説明書

1 介護老人保健施設 なでしこ概要（令和8年1月1日 現在）

（1）施設の名称及び所在地等

施設名称	医療法人 健秀会 介護老人保健施設 なでしこ
開設年月日	平成17年4月1日
所在地	〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5850
法人名	医療法人 健秀会
代表者名	理事長 荒 船 丈 一
電話番号	0494-25-7200
ファクシミリ番号	0494-25-7201
サービスの種類	介護保健施設サービス
介護保険事業者番号	1154880027

（2）施設の概要

面積	総敷地面積 2,108㎡
建物	構造 鉄筋コンクリート 地下1階～地上5階
	地下1階464.66㎡ 1階438.66㎡ 2階649.12㎡ 3階841.71㎡ 4階829.01㎡
	入所利用定員100名（一般棟60名・認知症棟40名） 通所リハビリテーション定員 25名

（3）施設の職員体制

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1名	3名	不在	医学的管理
看護職員	8名	7名	1名	医学的管理に基づく看護
介護職員	25名	5名	3名	介護に関する全般
理学療法士	3名	1名		リハビリテーション（理学療法）
作業療法士	1名			同上（作業療法）
言語聴覚士	1名			同上（言語・聴覚・摂食療法）
支援相談員	3名			利用者及び扶養者との相談・指導等
薬剤師		1名		調剤及び薬学的管理
管理栄養士	2名			栄養管理及び食品の安全衛生管理
介護支援専門員	1名			施設ケアプランの作成
事務職員	4名			施設内の事務及び請求業務
その他		1名		施設内の環境整備等

(4) 施設の設備の概要

定 員		1 0 0 名	レクリエーションルーム	1 室
居 室	個 室	5 室 (認知症専門棟のみ)	診察室	1 室
	4 人室	2 1 室	食 堂	1 室
	3 人室	3 室		
	2 人室	1 室		
浴 室		一般浴室・特殊浴室 機械浴槽 1 台・リフト浴槽 1 台	機能訓練室	1 室
			談話室	2 室

(5) 法人の行う事業

事業所名	電話番号	事業所番号	開設年月日	管理者
荒船医院	0494-24-0160	1114800777	平成 10 年 11 月	荒船 丈一

(6) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること。

また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

2. サービス内容

(1) 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

(2) 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば、充実した生活を送る事が出来るか、家庭に帰っていただける状態により近づけるように施設サービスを計画して、計画書に基づいてサービスの提供を行います。この計画は、ご利用者に係るあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族様のご希望を十分に取り入れ、また、計画内容については同意をいただくようになります。

◇ 医 療：

①『介護老人保健施設なでしこ』では、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤しているため、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。但し、当施設では行えない処置や手術、病状が著しく変化した場合には、他の医療機関での治療の対象となります。かかりつけ病院がない場合は、当施設にて医療機関をご案内いたします。また、夜間など医師が不在となりますので、急変時には救命を優先させていただくために救急車で病院への受診又または、入院をお願いする事となります。

②当施設では、ジェネリック医薬品（後発医療品）の使用を推奨しております。ジェネリック医薬品とは、服用しているお薬の成分は同じですが、名称や医薬品メーカーが異なるお薬の事を言います。したがって、ご入所した場合には、医師・薬剤師の指示の下、現在服用しているお薬からジェネリック医薬品に変更させていただきます。

◇ ターミナルケア：

医師が一般的に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したご利用者について、医師・看護職員、介護職員等が共同して随時ご本人又はそのご家族に対して十分な説明を行い、合意をしながらその人らしさを尊重した看取りが出来るように支援いたします。したがって、ご利用者の状態によって提供されるものであり、あらかじめ提供されるサービスではありません。

◇ リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内での全ての活動（離床、移動、レクリエーション等）がリハビリテーション効果を期待したものです。理学療法士や作業療法士、言語聴覚士により、リハビリテーション実施計画書を作成し、計画書に基づいて週3回のリハビリテーションを実施いたします。個別プログラムに沿ったリハビリテーション（マンツーマン）または、集団リハビリテーションを20分を行います。

◇ 食事提供：

食事（食事は原則として食堂で召し上がっていただきます）

- ・朝食：7：50～
- ・昼食：11：50～
- ・夕食：17：30～

適時適温にて提供し、食事形態等の個別対応を実施いたします。
心身状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供いたします。
管理栄養士を配置し栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。

◇ 生活サービス :

当施設入所中も明るく、家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者の立場に立って運営しています。毎月行事の実施、新聞、雑誌、ゲーム（囲碁・将棋・トランプ等）カラオケ設備等の娯楽、余暇活動、訪問理美容（月2回）も用意しております。

◇ 入 浴 :

一般浴槽、特別浴槽（リフト浴槽。機械浴槽）があります。ご利用者の身体状況に応じて入浴、を実施致します。原則として、週に最低2回はご利用いただきます。
ただし、ご利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。

◇ 相談援助サービス :

専属の支援相談員がおりますので、ご利用者とその家族からの相談に応じます。

3. 施設利用に当たっての留意事項 :

- ① 面 会・・・・・・・・その都度相談員よりご説明させていただきます。
- ② 外 出・・・・・・・・施設外での受診、金融関係等でご本人がいないと出来ない手続き等で外出される場合は、3日前までに事務所で届出の提出を行ってください。
直接窓口で手続きができない場合は、電話受付も行っております。
- ③ 設備・備品の利用・・定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- ④ 私物の持ち込み・・品物によって制限させていただきます。
- ⑤ 貴重品の持ち込み・・本人管理が可能な場合のみ、スマートフォン・携帯電話、
1,000円程度の現金のみ持ち込みできます。
ただし、紛失、盗難等の責任は一切負いませんのでご了承ください。
- ⑥ 飲食物の持ち込み・・施設ご利用中は、特段の事業がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は
ご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みは
ご遠慮いただきます。特別な理由がある場合は、医師・看護師にご相談
ください。
- ⑦ 飲酒・喫煙・・・・・・・・禁止いたします。
- ⑧ 宗教勧誘・・・・・・・・禁止いたします。
- ⑨ ペットの持ち込み・・禁止いたします。

4. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知機、避難器具 他
- ・防災訓練 年2回以上
- ・消火訓練・通報訓練・避難訓練・夜間想定訓練・地震想定訓練・非常災害設備取扱

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、
ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
なお、苦情体制につきましては、施設内1階に掲示しておりますので、ご覧ください。

(1) 当施設のご利用者相談

支援相談 ・宮原 めぐみ（支援相談員）

苦情相談（リスクマネジャー）

・千島 愛理（副施設長） ・井出 沙月（作業療法士）

電 話 : 0 4 9 4 - 2 5 - 7 2 0 0

(2) その他

当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ① 横瀬町役場健康づくり課・・・・・・・・電 話 0 4 9 4 - 2 5 - 0 1 1 6
- ② 秩父市役所健康福祉部高齢者介護課・・・・電 話 0 4 9 4 - 2 5 - 5 2 0 5
- ③ 皆野町役場健康福祉課・・・・・・・・電 話 0 4 9 4 - 6 2 - 1 2 3 3
- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課・電 話 0 4 8 - 8 2 4 - 2 5 3 7

要望や苦情等は、担当支援相談員にお寄せいただければ速やかに対応致しますが、
事務所受付に備えられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただく事もできます。
当施設では苦情処理委員会を設置しております。

7. カスタマーハラスメントに関する等事業所の考え方

当施設では、すべてのご利用者に安心して介護サービスをご利用いただくと共に、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしております。

その為、ご利用者またはご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害する恐れのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には次のような行為が該当することがあります。

- ・ 暴力行為
- ・ 大声で叱責や威圧的な言動、脅迫
- ・ 人格を否定する発言や差別的な言動
- ・ 土下座等業務の範囲を超えた過度な要求。
- ・ 長時間にわたる執拗な要望やクレームによる拘束
- ・ 社会通念上相当な範囲を超える対応の要求
- ・ 施設や当施設職員の信用を棄損させる内容や個人情報を SNS 等へ投稿する行為
- ・ 当施設職員へのセクシャルハラスメント行為

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについてご相談させていただく事があります。

さらに、悪質と判断した場合、警察や外部の専門家（弁護士等）と連携の上、毅然と対応いたします。

なお、介護サービスに関する正当なご意見、ご要望、苦情につきましては、これまで通り誠意を持って対応いたしますので、ご遠慮なくお申し出ください。

8. 事故防止と事故発生時の対応

朝礼、申し送り等ご利用者の状況について大きな変化がないか確認を行います。

事故防止には設備面、従事者のリスク予測、マニュアル作成、事故発生後の分析～原因追求と改善・対応策等を行い、十分な安全配慮に努めております。

当施設では事故防止対策委員会を設置しております。

9. サービス提供記録の開示・交付

サービス提供記録の開示・交付は、ご利用者及びそのご家族がサービス提供の内容を十分に理解し、サービス提供者との相互の信頼関係をより深める事を目的とします。開示・交付を希望される方は以下の通り申し出をお願いします。

(1) 申し出ができる方

- ① ご利用者（本人）
- ② 身元引受人
- ③ 連帯保証人

(2) 申し出ができる期間

利用中及び、利用終了後2年間（保管義務の期間）

(3) 申し出をお断りさせていただく場合

- ① サービス提供記録の開示・交付がご利用者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあると判断場合。
- ② 対象となるサービス提供記録の交付が、第三者の利益を害する恐れがあると判断された場合
- ③ 上記の他、サービス提供記録の開示・交付が不当とする相当な事由があると判断された場合

(4) 申し出の手続き

サービス提供記録の開示・交付を申し出る際は、別紙の請求書に必要事項を記入し、提出してください。可否、交付日などは可能な限り早く決定しますが、判断までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(5) その他

ご不明な点がありましたら、担当支援相談員までお申し出ください。

10. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所にご協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

① 協力医療機関

医療法人 花仁会 秩父病院
埼玉県秩父市和泉町20番
電 話 0494-22-3022

② 協力医療機関

秩父市立病院
埼玉県秩父市桜木町8-9
電 話 0494-23-0611

③ 協力歯科医院

内田歯科医院
埼玉県秩父市大野原200-24
電 話 0494-24-4184

当法人の概要

①名称・法人種別	医療法人 健秀会
②代表者役職・氏名	理事長 荒船 丈一
③本部所在地	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5850
④電話番号	0494-25-7200

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた緊急連絡先の方にご連絡いたします。

11. 福祉サービス第三者評価の実施 実施なし

12. その他

当施設についての詳細は、パンフレット、利用者負担説明書をご用意してありますので、ご確認ください。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 なでしこでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

【 利用者への介護サービス提供に必要な利用目的 】

〔 介護老人保健施設内部での利用目的 〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ①入退所等の管理 ②会計・経理 ③事故等の報告
 - ④当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔 多事業者等への情報提供を伴う利用目的 〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ①利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、紹介への回答
 - ②利用者の診療等に当たり、外部の意思等の意見・助言を求める場合
 - ③検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ④家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - ①保険事務の委託 ②審査支払機関へのレセプトの提出
 - ③審査支払機関又は保険者からの紹介への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は提出等

【 上記以外での目的 】

〔 当施設の内部での利用に係る利用目的 〕

- ・当施設の管理業務のうち
 - ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ②当施設において行われる学生の実習への協力
 - ③当施設において行われる事例研究

〔 他の事業者等への情報提供に係る利用目的 〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - ①外部監査機関への情報提供